

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 28 年 3 月 17 日 (木) 午後 1 時 30 分

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について
- (2)2月17日に開催した本委員会において、提出を求めた文書について
- (3)これまで実施した証人尋問及び意見聴取等の検証について
- (4)証人の不出頭について
- (5)次回の開催について

会 議

午後 1 時30分開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題といたします。

まず、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてであります。

2月17日の本委員会開催時に提出がなされませんでしたでしたが、三立工芸株式会社に対して求めた、平成24年度に会派緑風会もしくは緑風会第1が実施したとされるアンケート調査に際し、小泉文人氏または有限会社クアンから三立工芸株式会社が受注したアンケート用紙の印刷業務に関する売り上げの計上及び代金の受領を証明する帳簿または書類並びにアンケート用紙の出荷を証明する書類の原本または写しについてであります。こちらにつきましては、2月17日の開催後の翌18日に提出されましたので、皆様のお手元に配付してございます。お目通しください。——お目通しのほうはよろしいですか。

それでは、この件につきまして御意見を承ります。御意見はございませんか。

越川委員。

○越川雅史副委員長 この件は、今、2月12日付で三立工芸社から提出された文書の1点のみということですよ。これについては、本来であれば前回の17日の開催前に届くべきところ、提出がおくれていたもので出てきたものがこの領収書の耳に当たる部分のところの納品書の控えということなのですが、これは、だから、何と言うんですかね、従前漏れていた分がおくれて出てきた。ただ、17日の議論では、これでは不十分で、もう少しこれを補足するような資料の提出を求めましようと言っていたものですから、これはこれとしても、評価すべきは、その後17日に請求したものが補足資料として出てくるかどうか、そちらが重要な点ですので、これはとりあえず、ひとまずこれなのかなということで、評価は次の時点でしたいと思います。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

秋本委員。

○秋本のり子委員 三立工芸さんに、前回もこのとおり、下6行ぐらいの答えは同じだったと思うんですね、三立工芸さんからいただいた。この会社の取引先と

か顧客情報とかが漏れるので、そういうものはたとえ黒塗りでも出せないというお話だったことは変わらないということの確認でよろしいのでしょうか。確認ではないんですか。

○松井 努委員長 それは次の(2)のほうで、次に取り扱いますので。

○秋本のり子委員 はい、わかりました。

○松井 努委員長 この件につきましては、今、副委員長が言いましたように、本来2月17日の段階でなきゃいけないものがおくれて届きましたので、その書類を皆様のほうに開陳をしたということですので、次の項のほうで見たいと思いますので、これにつきましてはこれでよろしいですね。

○松井 努委員長 次に、2月17日に開催した本委員会において小泉文人議員に求めた、提出されなかった記録の資料が現存しない具体的な理由及び三立工芸株式会社に求めた顧客情報等を伏せる状態等による改めての書類の提出については、お手元に配付の文書が提出されております。時間もなきゃいけませんので、一応お目通しをください。三立工芸さん、それから小泉さんのほうから2枚の回答が寄せられておりますので。3月11日付と3月15日付で届いておりますので、お目通しください。

それでは、一つ一つ御意見を伺いたいと思います。三立工芸さんのほうには、2月17日にこの委員会におきまして、より具体的に書類を出してもらいたい。もう1つは、皆様からお話がありましたように、黒塗りでも結構でございますので閲覧をさせていただきたいと、そういうあらゆる文面の中に織り込んだものを請求をさせていただきました。その回答がこの回答でございます。つきましては、提出された記録の取り扱いについて御意見を伺いたいと思います。

まず、三立工芸さんの件についてであります。

石原委員。

○石原よしのり委員 三立工芸さんから3月11日付で届いた書面についてですけども、これ、本文の上から8行目からね。「貴殿が、この度、平成28年2月29日付け『帳簿等の提出に関するご協力のお願ひ』と題する書面において、『本特別委員会で協議した結果、ご回答の理由は十分理解できる』と記載し、これで正当な理由と認められたことを感謝するとくるんですけども、この「本特別委員会で協議した結果、ご回答の理由は十分理解できる」と記載したところについて、ちょっと詳しく御説明いただきたいんですけども。どういうふうな、我々、コンセンサスでこういうふうになったのかのおさらいと、それから提出書類、要請書類にど

う書かれたのか御説明いただきたいと思います。

○松井 努委員長 それでは、皆さん、わかりにくいようですから、事務局のほうで三立さんのほうに2月17日後に要請をした文書の内容を開陳してもらえますか。朗読していただきたいと思います。——じゃ、取りに行っておりますので、ほかにございましたら、先にそれをお聞きしたいと思います。

高坂委員。

○高坂 進委員 今の件ですけども、このときの議事録はまだ出てないんですけど。

○松井 努委員長 今、会議録、まだでき上がってないんですよ。大至急やっているんですけど。

○高坂 進委員 私の中では十分理解できるというふうに確認したという意識が全くありませんので、そういう点では、その議事録がどうなっているのかなというのをやっぱりもう1度ちゃんと確認をとということ。

○松井 努委員長 ですから、高坂委員に申し上げますが、私のほうも事務局のほうと相談して出した文書は承知しておりますけども、私自身はその文書の内容の中に今言ったようなことを書いてあるのかどうかについてははっきり、うろ覚えでは困りますので、今取りに行っておりますので、それを読んでもらってから理解してください。

副委員長。

○越川雅史副委員長 だから、プライバシーとか、そういう顧客情報に配慮することは理解できるけれども、別にそれを黒塗りしたりとかしてプライバシーに配慮した上で出すことはできるでしょうというのが前回の議論で、恐らくこれから説明ありますけど、そういう文書になっているんですが、その一部を切り取られたのではないかなと思います。

○松井 努委員長 用意できましたか。

では事務局、お願いいたします。そのとおり読んでくださいね。

○議事課長 読み上げさせていただきます。

帳簿等の提出に関するご協力をお願い。

日頃より、本市議会調査特別委員会の運営に際しましてご協力を賜り感謝申し上げます。

また、先般、貴殿に対し記録の提出を請求させていただいた際には、大変お忙しい中ご対応をいただきありがとうございます。

さて、去る平成28年2月17日に本特別委員会を開催し、同年1月6日に貴殿か

ら提出された回答について協議いたしました。

貴殿よりいただいた回答では、貴社の帳簿及びこれに準ずる書類については、顧客情報の保護、また、貴社の財務上及び営業上の秘密が害されること等の理由により、ご提出いただけないとのことでありました。

本特別委員会で協議した結果、ご回答の理由は十分理解できるが、本件調査を適正かつ正確に進めていく上で、事実認定に資する証拠資料をより多く収集する必要があるため、本件調査に係る当該箇所以外を黒塗りにした上でご提出願えないか、また、こちらから秘密保持に関する誓約書等を提出した上でご提出願えないか、あるいはこちらから貴社に伺い当該書類を閲覧させていただけないかといった、何らかの方法をもって貴殿のご憂慮を払拭する形で、改めて本件調査へのご協力をお願いしたい旨、決定したところであります。

つきましては、上記決定の趣旨を何卒ご理解いただき、貴殿のご憂慮を払拭する形で、改めて当該書類をご提出いただきたくお願い申し上げる次第であります。

なお、ご提出いただける場合、もしくはご提出いただけない場合につきましても、平成28年3月15日午後5時25分までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○松井 努委員長 一応私どものほうは、私も副委員長も確認して、この委員会で決まった内容のことをそのとおりに向こうに伝えたということでございまして、ここに書かれております「ご回答の理由は十分理解できる」という記載とか、この件につきましても三立さんのほうの御自分のほうの見解であって、私どものほうが、百条委員会としては完全にあなたのほうの言っていることについては了解しましたからおしまいにしましょうという書き方はしておりません。

以上でございます。

石原委員。

○石原よしのり委員 まさにそう思います。今の書かれていた通知書は何の問題もなく、私たちの理解と合っていますから、委員長のおっしゃる……。ただ、そういう意味では、向こうが書いてこられたのが、私たち、曲解というか、なんだと思っんですね。「本特別委員会で協議した結果、ご回答の理由は十分理解できる」と記載された、それも正しかったんですね。その次の問題は向こうの文言の問題なんだろうと。それは貴特別委員会において、当社の上記回答が正当な理由に該当するとの判断に至ったことについてお知らせいただいたと。そういう判断には至っていませんし、提出拒否の正当な理由と言った覚えは全くないということ

ですよ。

○松井 努委員長 はい。

○石原よしのり委員 それなのに、向こうが勝手に誤解釈してこう書いてきたんだということで我々は理解してよろしいんですか。

○松井 努委員長 そうですね。

○石原よしのり委員 はい、わかりました。

○松井 努委員長 ほかにございますか。もしないようであれば、結局、要はこの文面から、三立さんのほうはもうこれ以上のものは出しませんよと。この間の回答もきょうの回答も、自分のほうとしては正当な事由があるので、プライバシーの保護、いろいろなことを考えた場合には、これ以上の資料を請求されても、あるいは閲覧をしたいと言われてもノーですよというのがこの文書の回答なのかなということでございますので、今後のこともありますので、一つ一つ解決をしていかないと前に進みませんので、この件についての皆さんのお考え、御意見を再度伺いたいと思います。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 ただいま御回答いただきましたが、ということは、せんだっての会合のときでも本委員会で話し合われたと思うんですけど、一步踏み込んで、こちらから調査委員として派遣して書類を調べるような、そのようなことになっていくというふうなことなんでしょうか。

○松井 努委員長 いや、その件も先ほどの文書の中に書き込んであるわけですよ。できましたら秘密保持の上、十分に誓約書も入れた上で閲覧をさせていただきたいという旨も伝えてあるわけですね。それについても三立さんのほうはノーですよという回答なわけですね。ですから、捉え方としては、今後一切書類も閲覧のほうも嫌ですよというふうに言っている文面であるというふうに解釈したほうがいいんじゃないでしょうかね。

ほかに。

三浦委員。

○三浦一成委員 先般行われました本特別委員会におきましても、三立工芸社さんに対して財務上及び営業上の秘密の保持並びに顧客のプライバシー保護の観点に十分配慮をした上で、我々にその資料の提出をしてくださいと求めているのは先ほど文書を読み上げていただいたので皆様御存じのことだと思っておりますけども、この書面に関しては、それについて全く触れられていないんですね。なので、これをもって、それを正当な理由として本委員会は認めているわけではないですし、

顧客の情報を黒塗りにした上で見せてくださいとお願いをしているので、これでもって、わかりましたと言うわけにはいかないと思うんですね。なので、引き続きその件に関しては、この通知書では回答はされていないので、その件に的を絞った通知書をあちら側に送付をして、回答していただけるかどうかというものをやったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○松井 努委員長 一応、さっき言っているように、書類提出も黒塗りの閲覧も全部書いてあるわけですから、また出すということは、出すことは幾らでも出せるでしょうけど、事務局のほうは、この正当な事由についての見解はどういうふうに考えているんでしょうか。

○議事課長 正当な理由に当たるかどうかというのは委員会の御判断になってくることと思います。これ以上の基礎となる証拠書類の提出につきましては応じられないということですので、その回答という理解をしております。

以上でございます。

○松井 努委員長 ですから、私は私見を述べるつもりはなかったんですが、結局事実は、皆さんがこの会議で決めて求めたものについて先方はノーであると言っている以上は、そのノーと言っている理由が各委員さんのほうが納得できるかできないか、それがいいのか悪いのかということにつきましては、これから、きょう後刻検証から、あるいは最終的には評価に入るわけですがけれども、その段階でもんでいくしかないのかなというふうに思いますので、出せということで多数決で決まるのであれば何回でも出すことはできますが、恐らく同じ回答が返ってくるのかなと。その回答については非常に疑わしいので、おたくを告訴しますよとかというようなことについては、これから検証の中で皆さんが評価をする中で決める問題であって、これ以上先方に対して、民間人でもありますので、また私たちには捜査権もありませんので、それ以上、向こうが嫌だと言っているものを訪ねて行って帳簿を見せろというわけにも私はいかないと思うんですが、いかがでしょうか。

三浦委員。

○三浦一成委員 今、委員長がおっしゃったことは全くごもっともなことだと思います。しかしながら、この本委員会は市民の方の関心も非常に高い委員会で、本日も傍聴者の方が多くいらっしゃっている委員会です。これをもって、そうですね、正当な理由ですから、じゃ、資料の提出は結構ですと言ってしまうのは非常にたやすいんじゃないかなと。そもそも、先ほど申し上げたんですけど、これが正当な理由に当たるとは私ちょっと考えられないんです。そのための具体的な

憂慮しているものを、三立工芸さんが憂慮している事態を払拭するために黒塗りにするだとか、そういったことを考慮しているわけですから、それについてやはりもう1度求めていかなければ、これでもういいですというわけには、この委員会は議会でも全会一致で承認されたわけですから、これが正当な理由であるというふうに認めるわけにはいかないと思います。

○松井 努委員長 ですから、正当な事由かどうかというのは、先方もそうやって言っているわけであって、この委員会はそうでないというふうに思えば、検証する中でそうでないという結論を出せばいいんじゃないですか。だって、向こうが嫌だというものを、何回言ったって出ないものを、事務局だって、きのう11時まで残業してやっているのに、もう1回出せ出せとは、来ないものをまた出せとか、それはちょっと、私はそこまでは言えないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

宮本委員。

○宮本 均委員 もともと言い出しっぺですから。今、三浦委員の決意は大変立派なものだと思いますけど、どういう相手なのか、百条委員会の性質、それは考えて、絶対許せないんだというのはよくわかりますけど、相手が違うんですよ。理事者じゃないですから。電話1本で呼んで、はいはいと言う人たちじゃないんですよ。その辺はちょっと勘違いされているんじゃないですか。三立工芸さんのほうは改めて回答した上で、もう出しませんということを行っているわけなんですよね。もともと要求した資料というのは、ほとんど税務調査に近いですよ。そういった書類、はいつて出してくれれば、それは本当にありがたいことですが、ここで出ない。ここらあたりが、三立工芸さんに関しては資料請求はもう限界かなと私は思います。もともと、どういう性質の書類かはよくわかっています。その上で必要だということで、あのとき要求をさせていただきましたけども、一応の回答は得られたわけですから、その次どうするかを考えるので、むしろ、これに固執するほうが時間の無駄だと思います。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 松井委員長、宮本委員、三浦委員、それぞれのもっともな御意見だと思います。私、思うのは、三浦委員が御指摘されているとおり、この三立工芸さんが我々の要求を正しく認識した上で回答しているのであればそのとおりなんですけど、我々の要求を誤解して回答しているというのがあるんだと思います。ただ、これをもう1回請求はできますが、今すぐやる必要があるのかどうかは、きょう事実確認とか、いろんな評価ありますので、これはこれとして一応

ここでとめておくと。三立さんは、ここで読み取れる限り、我々の要求を正しくは認識していないで、ああ、皆さん納得してくれたんですね、ありがとうございます。だったら、これ以上出しませんよと言っているだけですから、そこに寄り添う必要が本委員会としてはないと思いますので、とりあえずこれはこれですね。これは正当だとか、別に認める必要はなく、これはこれとして、とりあえずこの調査を進めていく中で、やはりこれはもう1度、我々の委員会で理解を求めてでもとろうと思えば、そのとき行動するというのも1つ判断で、それはいつでもできることですから、それでもいいのかなというふうに皆さんの意見を聞いていて思いました。

○松井 努委員長 高坂委員。

○高坂 進委員 向こうはこれを出してきて、私たちがこれを強制的に出せというわけにはいきませんので。ただ、この委員会として、これが正当な事由として認めるのか認めないのかということだけは、ここではやっぱりちゃんとやっておかなきゃいけない。それをここでちゃんと話し合っただけの場合は、それを相手にもちゃんと知らせておくということだけは最低はやっておかなきゃいけない。今すぐ、またもう1回出せと言うかどうかは別にしてね、最低そこまではやっておかなきゃいけないというふうに僕は思います。

○松井 努委員長 いろいろ意見が出まして、まさしく皆さんが言うのは一理あると思うんですが、何度も言いますように、きょう、初めてこれから、長い長い日数がたちましたが、これから検証に入るわけですね。今、高坂委員がおっしゃったように、それが正当な事由とは委員会としては認められないというような話も出てくるでしょうし、ほかも出てくるでしょうし、じゃ、なぜ出さないかといったら、多分虚偽があるかもしれないから出せないんだろうという意見もあるでしょうし、今までの事実関係を認定した上で、委員会としては、それぞれの皆さんが立場で発言をすればいいのであって、その中で最終的にもう一度、こういうわけで三立さんに対しては非常に疑わしいと委員会が思っておりますと。ですから、あなたのほうが出しませんと云々ですよということを委員会のほうが出せというふうに決すれば、それは出す必要があるでしょうけど、今の段階では、またこれ出したって同じゼロ回答で、このように、この時間をまた費やして、これをもまなきゃならないわけですよ。

ですから、これは私は思いますに、委員長としては、検証の中で述べていただいて事実認定をする中で、今から後で説明がありますが、事実の抽出をして認定をしていかなきゃならないんです。そのときに初めて、自分としては、これは認

定できないとか、できるとかという意見を出してもらったり評価をしてもらえばいいのであって、さっき副委員長が言ったように、これを特別きょう決着をつけて正当な事由があるとかないとかって、私はもむつもりはないんです。今からやってくるからです。ですから、これ、一応ありましたという説明をしましたので、委員長としましては、これだけかけていると時間なくなっちゃいますから、とりあえずこういうことがありましたということについて、きょうは報告させていただきました。皆さんの意見も聞きまして会議録にも残っているわけですから、きょうはこの問題について結論を出すことにはしないということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 では異議なしということで、この件につきましては、そのようにさせていただきます。

~~~~~

○松井 努委員長 次に、3月15日付で小泉文人議員に理由書の提出についてお願いを出しました。つきまして、回答が出ております。要約いたしますと、2件とも廃棄済みのために提出できませんという回答が参っております。

この件につきましては、皆さんの御意見を伺います。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 言いたいこと言ってくださいよ。遮りませんから、言いたいこと言ってください。

高坂委員。

○高坂 進委員 余り言いようがないなど。しかも、「有限会社クアンが受注し、三立工芸株式会社に発注したとされるアンケート」。でも、これはクアンが受注なんかしてないということを自分が証言しているのに、何でこういうことを書いてあるか、よくわからないな。何と言いようもない。

○松井 努委員長 秋本委員。

○秋本のり子委員 この2件に対して、全て、『アンケート用紙の印刷に関する見積書、請求書、納品書、領収書の原本又は写し』に関し、廃棄済みのため、提出できません」というのが2つあるわけです。これは、もうやってないとか言いたいようがないと私はとりました。

以上です。

○松井 努委員長 それも1つの意見だと思いますね。

ほかにございますか。

副委員長。

○越川雅史副委員長 一応、この見積書、請求書、納品書、領収書の原本または写しが廃棄したというので、これは1つ事実が新しく出てきて、これは存在して本人が持っている、それを廃棄したということは確認できると思いますので、この事実は我々は認識しておいて、また今後の調査に役立てる必要があるのかなと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ですから、これも先ほどの三立さんと同じように、本人がこうやって言っている以上、ないのを隠しているんだろうとか、そんなことも言えないし、本人が廃棄して、ないと言っているんだから、これはこのとおり受けとめて、今いろいろ意見出て、うそとしか言いようがないという意見があれば、そのとおりでしょうし、だから、これもこれで一応ちゃんと皆さんにも資料をお渡しして、持っていつてもらってもいい書類ですから、よく精査していただいて、これから検証の段階で、これも検証の材料に値すると思うんですね。ですから、これも一応結論は出しません。このように、調査に対してこういう回答があったということで皆さんのお手元のほうにおさめてください。今後検証の中でもんでいきたいと思います。

以上でございます。

---

○松井 努委員長 次に3番目でございますけれども、これまで実施した証人尋問及び意見聴取等の検証についてであります。

お手元に皆様から御提出いただいた、今後検証すべき事項の一覧を配付させていただきました。本件については、まず、本委員会の調査事項である、切手は本当に使用されたのか、アンケートは本当に実施されたのかとのことについての検証でありますので、提出いただいた内容について具体的に皆様から御説明をいただいた上で、これまでの証人尋問における証言、また提出された記録等から事実を抽出し、その事実を委員会として共有する必要があると考えます。

以上の点を踏まえ、提出者に順次内容の要点について御説明を願いますが、ここで百条委員会は初めてのことでありますし、一応、事務局のほうに今後の検証の方法についてあらかじめ共通認識を持つ意味で説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

事務局、野村さん。

○事務局職員 議会事務局でございます。先ほど委員長のほうから事実の抽出と

いう部分についてお話がございました。また、先ほど来、事実の認定という部分についてはお話も出ているところかと思えます。事務局といたしまして、改めましてこれからお話をさせていただきたいと思えます。

他市で百条委員会等の報告書、あるいは監査の報告書等もそうなんですけれども、まず事実というものを認定した上、調査によって判明した事実というものについて整理をした上で、それに対して評価を下すというような流れとなっております。したがって、委員長、先ほどおっしゃられた事実を抽出というのはそういう部分でございまして、この調査によって判明した事実がどういうものなのかということにつきましては、これから、ここにいらっしゃる委員さん全員の皆さんで同じ土俵の上に乗っていただくと、そういう必要があるかと思えます。その上で各委員の皆様方がそれぞれの御見解、あるいは事実に対する評価というものを下していただく。それを最終的に委員会の評価としてまとめていただくというような流れになろうかと思えます。したがって、先ほど申し上げたとおり、まず調査事項に関する事実として明らかになった部分の事実というものを整理、確定させていただいた上で評価という部分に入っていくかという流れになろうかと考えております。

以上でございます。

**○松井 努委員長** ありがとうございます。もう1つ、つけ加えますと、恐らく人間のことでありますから、事実抽出するための皆さんから通告されましたことの内容の中で、場合によっては評価の部分について触れられる方もいるかもしれませんが、きょう私のほうは、それにつきましても遮ることはいたしません。というのは非常に紙一重で、こういう事実があるから、私はこう思うということについては評価も入っちゃうかもしれませんので。

ただ、言えますことは、最終的にきょう事実の抽出をするために皆様からいただいたものを、ページ数も含めて事務局のほうに精査させていただいて、その事実が正当かどうかというチェックをしないわけにはいきませんので、きょう委員会だけで、それがそうだから、決をとっていいとか悪いとかというふうな決め方はいたしません。あくまでも共通認識で、どここの証言はどうだったということについて、これはどう考えても、会議録から見ても、そのとおりであるということについて積み重ねをしていって、それをまた次の会議なり、わかりませんが、委員長報告することにおきましても、全て網羅したものを出していくということでございますので、その辺については留意をさせていただいて、皆さんの出された通告の一覧にのっとなって、皆さんの御意見について指摘していただくと。ついて

は、非常に、場合によっては重複しているような内容もありますけれども、ただ、それぞれの委員の皆さんのほうが着眼点が違って、私は違った意味でこういうことは言っているんだということもありますので、それにつきましても、ここに書いてある中の通告の範囲であれば、それについては重複して同じような御意見を出されても、それは構わないと思います。

以上のことを踏まえて意見、あるいは通告の内容につきまして開陳していただきたいと思います。

それでは一番最初、通告順に石原委員、お願いいたします。

それともう1つ、ごめんなさい。事務局が精査する上におきましてわからないといけませんので、より具体的に会議録の何ページの何行目というふうに指摘いただければ、後で後刻調査するのに役立ちますので、わかる範囲でそのようにしていただきたいと思います。石原委員、お願いいたします。わからない場合は結構ですよ。

それともう1つ、事務局のほうが後で、それについてどこの何ページですかと聞くような場合がありますたら、わかる範囲で、わかる場合には教えてください。

石原さん、どうぞ。

○石原よしのり委員 済みません、ページ数は書いてあるんですけど、私、ちょっと行数ね、提出したほうの紙には書いてあったんですけど、今手元になくて、ここにまとまったところに載ってないので、ちょっとごめんなさいね。それはもし何だったら……。

○松井 努委員長 それは控えてっていませんか。

○石原よしのり委員 ごめんなさい、ちょっと持って……。

○松井 努委員長 事務局はある……。

〔「事務局あります」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 事務局はあるそうですから、じゃ、わかりました。わかる範囲で教えてください。

○石原よしのり委員 このまま読んでも時間だけとられてしまうと思うので、要約的にだけ述べさせていただこうと思います。初め、1番目ということによりしくお願いします。1つは、まず全体的に問題から入って行って、あと個別に入っていこうと思っています。

一番最初に指摘したのは、まず宣誓拒否を証人喚問のときにした。これについてなんですけれども、それに宣誓拒否の理由というのを理由書を出して説明したんですけれども、これが私は、まずその理由が説得力が弱いと思っています。こ

これは小泉さんが宣誓拒否をした理由が、この百条調査委員会が本来の目的を逸しているということを理由に挙げているわけですが、この百条委員会というのは本会議の全会一致で可決されており、政務活動費の不正支出に関するものの調査ということで、まさに政務活動費、市役所は税金から出すものに対しての正しくできていないという姿勢に関する調査委員会ということで、まず御指摘自体が当たっておらず、それでもって宣誓拒否をしているということが非常に権限逸脱になるということはないのに、そう言っているということがまず問題があって、もしそのところが疑わしいとか何かであっても、本来、正直に解明に協力するという態度があれば拒否もされずに証言してよろしいのかと思うのに、ここのところに、彼が証言した答弁の内容に……。

**○松井 努委員長** もう少し、ちょっとゆっくり言っただけじゃない……。聞こえない分もありますので。聞こえますか。——こっちは大丈夫だって。ゆっくり言ってください。

**○石原よしのり委員** 今回我々が、皆さんが納得いくのに十分とは思われない理由で宣誓拒否をしたところに正直に答える気がないということがあって、これ自体が疑いを増しているというふうに理解したということ。

次に……。

**○松井 努委員長** ちょっと待ってくださいね。そこで私が先ほど申し上げましたように、宣誓拒否をしていることは間違いない、そのとおりなんです。その一番最後の部分は証言する気がないという気持ちで疑惑が深まると。これについては多少事実と評価が入っているわけでありまして、きょうはこれについても私は遮りませんので、言ってもらって結構です。

次、どうぞ。

**○石原よしのり委員** 次が補助人に対しての助言を求めた箇所なんですけれども、三十数回、私が数えた限りではあります。そういう助言を求めながらしか答えられないということ自体に誠意というのがなかなかない。そして、どうもこれは、どういう意図があるのかわかりませんが、事実を素直に証言していないのではないかという意図が見られるのではないかと思って、そこが問題だと思っているわけです。

3つ目に、今度は具体的な話になりますけれども、緑風会第1と合同でアンケートは行っていませんという証言を小泉さんがされました。しかし、青山さんのほうから、調査項目をつくってくれという依頼をしたこともないし、自分はやったこともないという話が出て、そしてまた、出てきたアンケート調査の結果報告



で行ったと証言しました。青山さんは印刷がなかったとしながら、政務調査費では、その虚偽のまま請求をしたということで、これは虚偽の請求が実際に行われています。そこは問題ではないかと思っています。

それから、街頭配布のアンケートをやって、回答率が90%以上というのが4回あります。これが普通には、常識的にはなかなか考えられにくいよねという話をしました、私は。それで、その理由について納得のいく理由を何回も小泉さん、証人喚問の中で尋ねさせていただきましたけれども、納得いく説明は結局出なかったということで、ここにも問題があると思っています。

次に、クアンについては、領収書を体裁を整えて提出しただけなんだということで、実際に印刷を受けておらず、体裁を整えただけの領収書で政務活動費の請求をしたというのも政務活動費のルールから外れているということで、これも不法行為に当たるのではないかと思っています。

次が小泉さんの証言の中で、青山議員に切手代として請求した3,000枚分の金額相当24万円をお渡ししたという証言は出ています。青山さんは24万円もらっていないと言っていますから、ここに大きな食い違いがあって、これは青山さんは宣誓をしての証言ですから、小泉さんの証言に疑義があると思います。

次の証言ですね。青山議員の証言で、政務活動費の申請書類をつくっているときに小泉議員から、そんな面倒くさいことをすることはいいですよ、切手を買って換金すれば済んじゃいますし、松永議員もみんなやっていますよという表現が出ました。これは、小泉議員自身がアンケートを行わずに切手を買って換金して済ませているという可能性がここであらわれたということだと思います。

○松井 努委員長 ちょっと途中で申しわけございませんが、戻りますが、会派を移るときに青山議員が先輩の分ですと15万円預かりましたということは言わなくていいんですか。

○石原よしのり委員 24万円もらったもらわないの部分が違っているということですから、それがかわりに15万円もらったという話でしたので、そこは特に。「もらったじゃなくて預かった」と呼ぶ者あり)

○松井 努委員長 預かったね。

○石原よしのり委員 失礼しました。

○松井 努委員長 いいですよ、どうぞ。

○石原よしのり委員 何にしても、この百条委員会の解明の目的が、小泉議員と鈴木前議員が正当にアンケート調査を行ったかどうかということなんですけれども、その一番の証明になる証拠として出てくるはずの印刷した回答はがきの現

物、返信された回答はがきというのも1通も現存していません。また、周囲で回答はがきを見た方が市民も含めて1人も出てきていないということはどこかに不自然なところがあって、アンケートを実施したと示すに足る証拠はないと思っています。

そして、提出を求めた記録についての件ですけれども、クアンがアンケートの印刷を発注した三立工芸の見積書、納品書などは現存しないとして提出することができません。これもやはり同じように不自然であって、実際にアンケートを実施したことを示す説得力に欠けるのではないかと思っています。

私は以上の点を御指摘申し上げました。

○松井 努委員長 1つ確認させていただきませんが、青山証言のみんなやっていると、松永議員云々ということにつきましては、宣誓をしたから青山証言は正しいというふうな見解でよろしいんですね。

○石原よしのり委員 正しいというんじゃなくて、そちらのほうに信頼性を置いていいんじゃないかということ。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

次の通告者、高坂委員。

○高坂 進委員 私は、1番目と2番目は基本的には同じものです。これは何を言いたいかというと、要するにクアンが出したと言われる領収書そのものが実はクアンではなくて、クアンはこの間のあれで一切受注もしてないということが証言がされているので、小泉議員が発行した領収書であるという、このことは事実認定できるだろうと。1番と2番はそういうことです。

次、27年の10月9日の会議のやつですけれども、ここについても、アンケートのやり方等についても一から庶務課のほうに確認をしながらというふうに言っていますけれども、ここにかつまた議員とか湯浅議員は、そういうことはやってないと言っていますので、これも事実認定として、これから議会事務局のほうでもいいですけれども、どこでもいいですけれども、庶務課長が、ちゃんとそういうことがあったかどうかという事実認定をすれば、ここも事実認定としてできるのではないかと思いますので、これはなるべく早くやっていって、やっぱり事実認定をちゃんとしていくべきだということ。

次ですけれども、これについても、小泉証人は資料の存在すら知りませんと言っていますけれども、青山さんはそうは言ってない。ここについても、最終的に報告書を誰が書いたのかと。報告書を誰が議会事務局に出したのかということの事実認定は議会事務局のほうで確かめればできると思いますので、このところ

の事実認定はやっぱりなるべく早くやるべきであるということです。

それから、最後に集計結果について、3月については少しおくれた関係上、正確なものではなかったかもしれないというふうなことを言っています。そういう点でいうと、ここは、もしそのとき正確なものでないとしたら、後でそれが、正確なものが直されて出されるというのが、普通は私はそう思いますけど、そういう事実も今のところ私は確認できないんですけれども、そうすると、これは報告書として大変問題がある報告書ということになるのではないかと。報告書としての役割を果たせない報告書ではなかったのかというふうに私は思うんですが、そのことも後でちゃんと直されて正確なものが出されているかどうかという事実認定はちゃんとできると思いますので、ちゃんとそここのところの事実認定もする必要があるのであるということです。

以上です。

○松井 努委員長 高坂委員にちょっとお尋ねしますが、27年10月9日、会議録の最後のところに、庶務課長とともに許可を得るために来たことはないと述べているんですが、この検証が必要としてあるんですが、現在は、今、その庶務課長はおりませんが、当時の庶務課長に確認をしてもらいたいということですか。

○高坂 進委員 そういうことです。

○松井 努委員長 確認だけでよろしいですね。

○高坂 進委員 はい。そこで確認をすれば、よりかつまたさんと湯浅さんが言っているあれがどうだったのかということが、また、どっちがあれだったのかということがより明確になってくるだろうという人です。

○松井 努委員長 事務局のほう、何か不明な点とかわからないことがありましたら、済みません、聞いてください。いいですか。

次に、越川委員。

○越川雅史副委員長 私は10月9日の会議録速報版をもとに指摘をさせていただきます。

まず、13ページから14ページ、適正ではないアンケート調査報告書が提出されているということです。ただいま高坂委員からお話あったことと同じなんですが、平成25年3月に会派ボランティア・新生会・市民の風が実施したとされるアンケート調査報告書について、小泉文人証人は、この集計については私が担当を会派ということでもらせていただきました、きちっとした集計結果が出せなかったかもというところが私の記憶であります、焦っていた関係で適正に欠けたものになっていたかもという記憶がございます、集計、報告は会派として私のほうでやり

ました、本当に適正だったのかなというようなところはありますなどと証言しています。これは事実です。

ここから評価になりますが、アンケート調査では結果の集計が一番大事であり、逆に言えば、結果が正確に集計されない限り、アンケートを実施した意味がなきものになるにもかかわらず、みずからきちっとしていない、適正を欠いたと認めております。もし仮にアンケートが実施されていたとしても、事実を裏づけられないでたらめな集計結果を記載したアンケート調査報告書を作成し、これをもって収支報告を行うことは不法行為に当たるものと考えられますし、それだけではなく、市に対して故意に損害を与えたものであり、遅延損害金が発生することになるのではないかと考えます。これがまず1点目です。

失礼いたしました、1点だけ訂正いたします。速報版に基づいてと言いましたが、速報版ではないほうの議事録、10月9日の正規のほうの議事録です。失礼いたしました。

2点目です。同じく10月9日の会議録20ページから22ページにかけてです。指摘は、クアンの実態に関する説明が不可解という点です。松井委員長より、有限会社クアンの現在の営業所の所在地はどこで、どのような事業を営んでいるのかと問われたことに対して小泉文人証人は、クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありませんと証言しました。仮にそれが真実であれば簡単に答えられるであろうその後の質問に対して、補助者に助言を仰いで以下のように答えています。

まず1つ目は、企画、デザイン、営業、印刷、経理を担当しているのは誰ですかと聞かれた際には、補助者に助言を仰いだ上で正社員は1人もおりませんと答えました。領収書を発行しているのは誰かという問いに対しては、これも補助者に助言を仰いだ上で私と答えました。休眠状態で正社員が1人もいないのであれば、会社の従業員については即答できるはずですし、繰り返し印刷業務を受注しているにもかかわらず、印刷担当者を聞かれて即答できないというのも不自然、不可解ですし、自分が領収書を発行しているにもかかわらず領収書発行者を即答できないというのは非常に不可解であると評価をいたします。

次ですね、10月9日会議録26ページから27ページと63ページです。指摘は、クアンの売り上げに関する説明が不可解という点です。松井委員長より、有限会社クアンの現在の営業所の所在地はどこで、どのような事業を営んでいるのかと問われたことに対して小泉文人証人は、クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありませんと証言しました。それが真実であれば簡単に答えられるであろうその後の質問に関して、以下のように助言を仰いでいました。

まず1点目、アンケート回答用はがきの印刷について、5件以外の売り上げはあったのでしょうかと問われると、補助者に2度助言を仰いだ上で、若干あったかと記憶しておりますと証言しました。しかし、その後、本当に休眠状態だったのかどうか再度問われた際には、所得はありませんでしたと証言を変えました。クアンは休眠状態と説明しておきながら、印刷以外の売り上げが若干あったと証言している点は不可解です。また、その後の質疑で所得はありませんと即答しましたが、だったら、なぜ初回に補助者に2度助言を仰ぐ必要があったのか。その上で若干あったと証言したのかは不可解な点だと評価します。

次ですね、平成27年11月13日の会議録並びに平成27年12月24日付記録提出請求書にかかる回答から発見したのですが、指摘としては、誰も提出していないアンケート報告書が議会事務局に提出されているという点です。これは青山証言と食い違っております。平成24年10月に緑風会第1が実施したとされるアンケート調査報告書について、小泉証人は、この記録提出請求にかかる回答では、資料の存在すら知りませんとお答えになっています。この点、青山議員はどのように話しているかという点、議会事務局から資料を出してほしいと言われていたので、小泉証人にその話をし、小泉議員が提出したのではないかと思いますと証言をしています。いずれにいたしましても、小泉、青山両氏が作成もしていない、提出もしていないはずのアンケート調査報告書が議会事務局に提出され、政務調査費が受領されているというのは摩訶不思議なことかと思います。これについては議会事務局において、誰が議会事務局に当該報告書を提出したのかを調査すれば事実が解明されますので、この点、議会事務局に調査を求めたいと思います。

続きまして、平成27年10月9日の会議録に戻ります。43ページから44ページ。次の指摘は、切手を使用した理由に関する証言が不可解という点です。なぜ切手を張る方法を用いたのかという質問に対して小泉文人証人は、当時の庶務課長と相談をしながら、課長と同時にその方法を調べて、頑張って張っていこうよというような決断になりましたと証言をされています。当時の庶務課長が一議員のアンケートの実施方法にまで踏み込んで一緒に方法を調べたなどという証言は、市議会議員の常識ですね、私も5年程度務めておりますが、にわかに信じる事ができません。この点も議会事務局において、当時の庶務課長が本当に小泉証人と一緒にアンケート調査方法について調べたのかどうか、確認をしていただければ事実は解明されるものと考えますので、議会事務局に調査を求めたいと思います。

続きまして、同じく10月9日の会議録55ページから56ページ、経済行為の実態を伴わない架空の領収書を添付したという点を指摘させていただきます。松井委

員長より、有限会社クアンが発行した領収書の連番について質問を受けたことに対して小泉文人証人は、金額を政務活動費等の残額と支出に合わせるためにクアンの領収書を提出したという体裁をとりました、クアンは領収書を提出するという体裁をとっただけであって、印刷については行っておりません、受注を受けていないということですのでなどと証言をされました。収支報告書の体裁を整えることを目的に経済行為の実態を伴わない架空の領収書を使用することは虚偽の報告であり、不法行為であるばかりか、市に対して故意に損害を与えたものと考えられますので、遅延損害金が発生するものと私は考えます。

続きまして、同じく10月9日の会議録39ページと74ページから75ページにかけてです。指摘は、実際には使用されていないアンケート回答用はがきを添付して収支報告を行った点についてです。平成24年12月15日から翌年1月15日にかけて会派ボランティア・新生会・市民の風が実施したとされるアンケートについて、小泉文人証人は、基本的には私と鈴木啓一前議員2名で行ったもの、最終的には青山さんはやりませんでしたなどと証言をされています。しかしながら、この年の収支報告書には、青山議員の自宅が返信先となるアンケート回答用はがきが証憑として添付されるなど、あたかも青山議員がこのアンケートに参加したかのような体裁が整えられた上で政務活動費の受領が行われているという事実が認められました。青山議員の自宅が返信先となっているアンケート回答用はがきについて、小泉証人は、青山議員はアンケート調査を行っていないとはっきりと証言をされています。平成24年12月の段階でそれが確定した事実であるにもかかわらず、その後、平成25年4月の政務調査費の収支報告に際して、同アンケート回答用はがきを証憑として添付をして提出したことは虚偽の報告であり、これは不法行為であると認められるばかりではなく、市に対して故意に損害を与えたものであり、遅延損害金が当然に発生するものと私は評価をいたします。

続いての点は、同じく10月9日の会議録25ページ、そして11月12日の会議録4ページと11月13日の会議録3ページを読みまして、アンケートに参加していない議員の氏名を勝手に記載したという点を指摘させていただきたいと思います。平成23年度に会派社民・市民ネットが実施したとされるアンケート調査に係るアンケート回答用はがきには、実際にはアンケートに参加をしていないかつまた竜大、湯浅止子、秋本のり子の3議員の名前が無断で印刷され、あたかも会派全員が参加をして実施されたアンケート調査であるかのような体裁が整えられた上で収支報告が行われております。この点、小泉文人証人は許可をとったと証言されておりますが、かつまた議員は参考人として出席した際に、私は断りましたし、特に

湯浅さんは強く断ったと否定をされております。また、湯浅議員も参考人として出席された際に、アンケートはしないというふうに申し上げましたと、明確にこれを否定されています。政務調査費は会派の活動のみに支給されるべきものであることから、実際は会派の活動ではないにもかかわらず、会派の活動としての体裁を整えることを目的として、実際にはアンケートに参加をしていない議員の名前を無断で使用し、政務調査費の収支報告の際に同アンケート回答用はがきを証憑として添付して提出することは虚偽の報告であり、これは不法行為と認められるのではないのでしょうか。これに加えて、この行為は市に対して故意に損害を与えるものであり、遅延損害金が当然に発生するものと私は考えます。また、小泉文人証人の証言は他の参考人等の発言と食い違うことが多く、再喚問を含めてこの点、さらなる調査を実施する必要があるのかと考えます。

続きましては、同じく10月9日の会議録25ページ、そして11月12日の会議録5ページ、そして11月13日の会議録3ページから4ページにかけてです。先ほど来、何度か取り上げられておりますが、元庶務課長の同席という点に証言の食い違いが見られました。小泉文人証人は、当時の議会事務局庶務課長とともにかつまた議員と湯浅議員のところにお伺いをさせていただき、アンケート実施につき許可をとったと証言をされていらっしゃいましたが、かつまた議員は、庶務課長が同席したということもありません、湯浅議員は、鈴木前議員、小泉証人、私とかつまたさんと4人で図書室でお話をした、4人で1回だけ、私はお話をした、そこには4人以外の方、どなたも同席はしていらっしゃいませんと、元庶務課長の同席を否定されております。小泉文人証人の証言は、他の2人の参考人の発言と食い違っております。ただ、この点については、当時の庶務課長が本当に小泉証人と一緒にアンケート調査につき――済みません、ここは多分書き間違えましたね。庶務課長が同席した上で4人の話し合いをして許可をとったと小泉証人は主張されていますが、この点、正しいかどうかは当時の庶務課長に確認していただければ事実が解明されるはずですので、議会事務局において調査を求めたいと思います。

続きましては、平成27年1月17日の市川よみうり紙、10月9日の会議録29ページ、56ページ、66ページ及び67ページから検出された事項です。印刷を行った者に関する説明が二転三転したという点です。小泉文人証人は、平成27年当初は市川よみうり紙の取材に対して、印刷はうちの弟がやっていると思うと説明をされていたそうです。これは1月17日付の記事には、そのように書かれております。しかしながら、10月9日の証人尋問に際して佐藤ゆきのり委員が、外部委託した

のであれば、どうして直接そちらの印刷会社に頼まずにクアンが受注したのかと質問されましたところ、小泉文人証人は補助者に助言を仰いだ上で、初年度の23年のアンケートについては三立工芸さんに相当無理を言ってお願いをしました。ですから、その次の年からなかなか受けにくいという御依頼もいただきました、その金額ではと証言することで、クアンが受注したことを正当化しようと試みております。しかし、その後の質問において、クアンさんが仕事を受けたのか、受注をしたのか、あるいは第三者の印刷会社に印刷は実際頼んだのか、実際に印刷を請け負った会社はほかにあるということによろしいでしょうかと問われますと、補助者に2度助言を仰いだ上で、ほかだということになりますと証言をされました。さらに、その後の質問において、25年2月に実施したとされるアンケートの印刷について、印刷会社はどこだったのですかと問いただしたところ、即答することはできず、補助者に2度助言を仰いだ上で、三立工芸でお願いしていますと証言をされました。よって、最終的には全ての印刷は三立工芸がやっているという説明がなされました。もしこれが真実であり、全ての印刷を三立工芸がやっていたのであれば、これらの質問には全て即答できるはずでありますし、クアンが受注したことを正当化する理由もなかったはずだと思います。この点を非常に不可解であると私は感じました。

続きまして、アンケート調査報告書、平成27年1月17日の市川よみうり紙と平成27年12月24日付記録提出請求書にかかる回答ということですね。済みません、アンケート調査報告書というのは、これまで8度実施しているアンケート調査報告書全てを指しております。このアンケートの集計結果が一致しているということが極めて不自然であるという点を指摘させていただきたいと思います。会派ボランティア・新生会・市民の風は、平成24年度と25年度にアンケート調査を6回実施したと主張して――先ほど済みません、8回を6回に訂正してください。この2年間で6回実施したと主張しておりますが、集計結果が8問中4問以上で一致したケースが2度ありました。特にこの中の平成24年12月15日から実施したとされるアンケート調査報告書は、緑風会第1が平成24年10月に支出した切手代12万円分の支出伝票に添付された、小泉文人証人が資料の存在すら知りませんと主張するアンケート調査報告書と集計結果が8問全て完全に一致しておりました。小泉文人証人が資料の存在すら知りませんと主張している報告書と、その2カ月後に小泉証人御自身が実施したと主張するアンケート調査報告書の内容が全く同一であるというのは極めて不自然であると指摘をせざるを得ません。なぜなら、実際には実施されなかった架空の1,500通のアンケート調査結果と、小泉文人証人

が適正に実施したと主張する9,000通にも及ぶアンケート調査結果が同一という話になるからで、これは統計学的に見ても、確率論に鑑みても、到底信じることはできない説明だと感じます。一方のアンケートは、実際には行われていなかったことがもう既に判明されておりますので、これと同じ実施結果になっている、小泉証人が実施したと主張しているアンケートについても実施されていないという見方は、実施されていないと判断することに合理的根拠があるのかなというふうに評価をいたします。

続きまして、先ほど来出ていますが、1月17日、昨年の市川よみうり紙ですね。あと、平成27年3月25日付個別外部監査の結果に関する報告書、そして平成27年10月9日の会議録の10ページをあわせて読みますと、1つ、また検出事項がございました。従前は合同で実施していたと説明していたアンケートについて一転して、合同では実施していないと証言を変えた点についてです。会派ボランティア・新生会・市民の風は、平成24年12月15日から実施したと主張するアンケート調査報告書は、先ほど言いましたが、先ほどの繰り返しになりますが、緑風会第1が平成24年10月に支出した切手代12万円分の支出伝票に添付された、小泉文人証人が資料の存在すら知りませんと主張するアンケート調査報告書と集計結果が8問全て完全に一致していたということは申し上げたとおりですが、この点、27年1月17日付の市川よみうり紙並びに市長による個別外部監査結果に関する報告書を読みますと、合同で実施して合算したと説明をしていました。アンケートの結果がなぜ一緒なんだというのは、合同で集計をして合算したから同じになるんですと説明していたにもかかわらず、10月9日の証人尋問では、合同で行った記憶はございませんと証言を変えました。本当に24年12月15日からアンケート調査を実施していたのであれば、市川よみうり紙の取材や個別外部監査に際して2度も説明を間違はずはなく、証人尋問に際して証言を翻したと考えるのが妥当でありますし、また、もし仮に証言が真実だとしても、その場合、新聞記者や個別外部監査人に虚偽の説明をしたことになるわけですから、いずれにいたしましても、どちらかの場面で虚偽の説明をしたということは明らかなのだと思います。真実であれば的確に説明できるはずであり、やはり実際にはアンケートは実施されていなかったのではないかという見方が強まると私は評価をいたします。

続いての指摘ですね。目撃証言が誰もいないゼロ人であり、切手張り作業やアンケート配布に協力したことを名乗り出た人物が誰もいないという点です。目撃者、証言者、関与者がゼロ人ということです。平成23年度から25年度にかけて数万枚単位でアンケート調査は実施されているにもかかわらず、アンケート回答用はが

きの現物を見た人はいらっしゃいませんし、小泉文人証人らが駅頭などでアンケート回答用はがきを配布している姿を見たことはないと言証する人はいらっしゃいますが、アンケート実施の姿を見たと言乗出する人は今日現在、1人もいらっしゃいません。小泉文人証人は、妻や父母、知人、友人、同級生、各種団体等をお願いしたと言証しているため、必要に応じて、これらの方を参考人として招致することも検討する必要があるのではないかと思います。

残り3点です。平成27年6月18日付千葉日報、産経新聞、東京新聞、平成27年7月14日付読売新聞、そして昨年10月9日の会議にて判明したことですが、指摘事項といたしまして、百条委員会から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれているということです。小泉文人証人は新聞記者の質問に対しては、百条が設置されたことを真摯に受けとめて、疑義については百条委員会で説明をしていくと明確に語っていらっしゃいましたが、その1カ月後の7月14日には百条委員会中止の意見書を提出し、全額返納を済ませているので調査の必要性はなくなっていると主張されました。また、10月9日の証人喚問に際しても、良心に従って記憶に基づいて証言すべきところ、クアンの領収書を発行しているのは誰かなど、本人しか知り得ない事情も含めて補助者に、先ほど石原委員は30回と言いましたが、私、数えて36回か38回かありまして、要は約40回にも及ぶ助言を求めたほか、委員からの尋問に際して素直に答えるかわりに、その質問は通告外だ、再質問だなどと繰り返し述べ、円滑な議事の進行を妨げる場面が多く見られました。これらの言動は百条委員会における尋問から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれたものであり、やはり実際にはアンケートは実施されていなかったのではないかと、切手は使用されていなかったのではないかとという疑いがより深まったものと私は評価をいたします。

ラスト2つ目ですね、10月9日の会議です。あと本日の会議、先ほどの三立工芸さんや小泉議員から提出された資料にも関係いたしますが、アンケート実施を裏づける記録の提出を再三求めているにもかかわらず、現存せずなどとして一向に記録が提出されない点を指摘させていただきたいと思います。具体的には、平成23年度に社民・市民ネットが実施したとされるアンケート回答用はがきの印刷費については、三立工芸株式会社が適正に発行したものと見られます見積書、請求書、納品書、領収書が4点セットで提出されました。私は、何も三立工芸さんの全てを疑っているのではなく、平成23年度の4点セットについては恐らく真正なものなのではないかという心証を抱いております。であれば、これと同じ4点セットがその後の平成24年度、そして平成25年度に分で提出をされれば信憑性が

高まると思って、再三再四、この記録の提出を求めているところですが、その後のこの24年度と25年度の計7件のアンケート回答用はがきの印刷費については4点セットは提出されず、辛うじて本日も提出されましたが、納品書の控えや領収書の控え、領収書の耳ですね。これは提出のために手書きされたもの。印刷もありましたが、そのように、今回提出用に新たに作成されたように見受けられる上、アンケート実施を裏づける他の書類について現存せずなどとして一向に記録が提出されていないということから、これはアンケートが適正に実施されたという小泉文人証人の主張を裏づけることはできないばかりか、逆にアンケートは実施されてなかったのではないかという疑義がより深まったものと考えられます。

最後に、本日、この後あるとは思いますが、鈴木啓一氏の証人喚問について、鈴木前議員から出席いただいて明確にアンケートが実施されたことの信憑性を裏づけるような証言がされるべきところ、現在、まだ鈴木啓一証人というのはこちらに出席されておりませんので、引き続き鈴木啓一証人の喚問は必要なものと私は考えております。

以上、長くなりましたが、この点が事実の確認と私の評価です。

以上です。

○松井 努委員長 越川さんにお伺いしますが、13ページの見撃者ゼロ人云々という事項がありますけれども、これはこのように説明をされた何か根拠はあるんですか。1人も見たこともないし、配布しているのも配っているのも見たことないという、これはどなたかに聞いて回ったんですか。

○越川雅史副委員長 済みません、こここのところは資料の裏づけがちょっと曖昧になっていますので、いろんなところで見つけたものを改めて提出させていただきたいとは思いますが、例えば青山証人は会派内——先ほど石原委員かな、あったと思うんですけど、会派内でやっているところは見たことないですとか、湯浅参考人、かつまた参考人もアンケートの存在自体知らなかったとか、はがきを見たことないとか、また、これは記録があるかどうかわからないんですが、同じ政務活動費の会派が組まれていた秋本委員も、そのような証言をされていたりして、複数確認しておりますので、いつ、どこのどれというのはできる限り資料で出しますが、そういう趣旨で出させていただきました。

○松井 努委員長 事務局のほうは何か質問はないですか。

次に、秋本委員。

○秋本のり子委員 越川委員と少し重なってまいります、今後検証すべきこととして大きく3点申し上げます。

平成27年10月9日の会議録の25ページ、小泉証人は議会事務局庶務課長とともに、社民・市民ネットのかつまた議員、湯浅議員にアンケートをとる許可をとったと証言した。このときの庶務課長は秋本悦生さんという方です。この「あきもと」は私の「秋本」と同じ字を書きます。

アとして、整合性がない点を2点申し上げます。平成27年11月12日の会議録4ページで、参考人かつまた議員は庶務課の課長と話し合ったことはないとして否定されました。そしてイとして、平成27年11月13日の会議録6ページで、参考人湯浅止子議員は庶務課長が来たことはないとして否定しております。この2点が整合しません。

結果、今後検証すべきこととして、議会事務局に調査をお願いします。この庶務課長にこの事実の確認をお願いしたいと思います。

2番目として、実際にアンケート調査に参加してない議員の名前を無断で使用し、政務活動費の収支報告の際に回答用はがきを提出したのは虚偽の報告でありますので、ここも確認していただきたいと思います。

○松井 努委員長 秋本さん、ちょっと申し上げますが、この確認というのは…

…。

○秋本のり子委員 虚偽の報告ということで、これ、評価、私の。

○松井 努委員長 評価ですね。

○秋本のり子委員 はい、そうです。

○松井 努委員長 庶務課長に調査をお願いしたいというのは、その当時の秋本さんに、この件も、やはり先ほど出ましたように確認でよろしいんですか。

○秋本のり子委員 はい、そうです。

○松井 努委員長 確認ですね。

○秋本のり子委員 はい。

○松井 努委員長 はい、わかりました。どうぞ。

○秋本のり子委員 大きく2番目に、平成27年10月9日の会議録の20ページで、小泉証人は、クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありませんと証言しています。しかし、同じ日の25ページの、平成23年にアンケート調査を実施しようとしたこと、そして同じく29ページで三立工芸にお願いしたと証言しています。また、27ページで売り上げについて問われ、若干あったと証言しました。そして、さらに62ページでは、本当に休眠だったのかとの問いに小泉証人は、所得はありませんでしたと証言を変えました。ここは私の評価です。

大きく3番目に、平成27年10月9日の会議録の39ページで、小泉証人が平成24

年12月15日から1月15日のボランティア・新生会・市民の風が実施したアンケートに関して、基本的には私と鈴木啓一前議員2名で行ったものと証言されました。41ページでは、青山議員には話しておりませんと証言。平成27年11月13日の会議録25ページでは、青山証人は自宅が返信先になっていたことに大変驚いたと証言しました。政務活動費が青山議員も参加したように受領されたのは不可解です。こう評価しました。

以上です。

○松井 努委員長 次に、三浦委員。

○三浦一成委員 全て平成27年10月9日の会議録です。

1つ目が、小泉文人証人が複数回にわたり、通告にないのに……。

○松井 努委員長 もうちょっと大きな声でゆっくりお願いします。

○三浦一成委員 はい。平成27年10月9日の会議録になります。全てです。

小泉文人証人が複数回にわたり、通告にない旨の発言をし、正当な理由なく証言をせず、円滑な議事進行を妨害していたと認められます。

続いて小泉文人証人が補助者である高部弁護士に繰り返し法的助言ではない事項を助言として求めていたこと。

続いて政務活動費の残額を調整——これは、今までの複数箇所にわたりました。

3つ目は56ページです。政務活動費の残額を調整するためにクアンの領収書を提出して体裁を整えたという旨の発言があったが、その行為の違法性及び不法行為として該当する可能性があること。

続いて75ページ、実際に使用されていないアンケート返信用はがきを資料として添付していた件について、詳細な証言がされることなく時間切れとなりました。使用されなかった青山議員の住所が記載されているアンケート返信用はがきをどうして資料として添付したのか、まだ謎が残っていると思います。

10月9日のページ74から75ページ、青山議員に24万円お渡しをしたという旨の証言をしていますが、具体的な理由が述べられておらず、青山証人の証言とも食い違っていました。

○松井 努委員長 事務局、質問はないですね。

次に、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 ほとんど重なってしまっているんですが、平成27年11月13日の会議録、誰も提出していないアンケート調査報告書が議会事務局に提出されている件、青山議員の証言との食い違い。これは、この冊子で言えば4ページ、高

坂委員の調査事項と合致します。

平成27年10月9日の会議録、切手を使用した理由に関する証言が不可解である件。これは先ほどの、この冊子で言えば8ページ、越川委員の事項と関連します。

平成27年10月9日の会議録、経済行為の実態を伴わない架空の領収書を添付した件。これは、この冊子4ページの高坂委員、佐藤ゆきのり委員からの指摘の部分で合致します。不法行為の可能性があるのではないかという点です。

平成27年10月9日の会議録、実際には使用されていないアンケート用紙（回答用）はがきを添付して収支報告を行った点。これは冊子9ページの越川委員、そして16ページ、秋本委員の事項と重なります。これも同じく不法行為の可能性があるのではないか。

平成27年10月9日の会議録、アンケートに参加していない議員の氏名を勝手に記載した件。冊子の8ページ、越川委員の部分、そして16ページ、秋本委員の部分と同様です。同じく不法行為の可能性があるのではないか。

平成27年10月9日の会議録、元庶務課長の同席の件。これは4ページ、高坂委員と同じ、重なります。小泉証人とかつまた参考人との発言の食い違い、真相究明の必要性があると。

そして、最後は平成27年12月24日、三立工芸さんからの回答の件ですが、先ほどこれは議題に上がりましたので、ここでは結構です。

多くは重なっているんですが、一番の要点は、青山議員は宣誓をして証言をした。御存じのように、虚偽の証言をすれば、これは偽証罪に問われるということで、リスクを冒すという言い方は変なんですけども、そういう部分があるわけですね。にもかかわらず、もう三、四カ月、証言との検証がなされないままになっているので、主にその点が私の重大な関心事といたしますか、引き続き調査をお願いしたい点です。

以上です。

○松井 努委員長 次に、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 私からは3点ですね。平成27年11月12日の会議録から、23年に実施した政務調査費上の会派、社民・市民ネットのアンケート調査につきまして、小泉議員は5人で話し合ったという証言がありました。かつまた参考人は話し合ったということはありませんと発言をしております。虚偽の証言であることの可能性を禁じ得ません。

2点目、平成27年11月12日の会議録。松永証人の尋問に対する回答は、アンケート回答用はがきの有限会社クアンの印刷取引について、仕様打ち合わせ、そ

れから発注状況、刷り上がりの検収打ち合わせ、でき上がりの納品時の受け渡しなど、梱包の状態や配送の宛て先名も全て内容を覚えていないとのことで、本当に取引がなされたのかどうか、非常に疑わしいということでもあります。

それから3点目、平成24年12月15日から実施したとされるアンケート調査報告書。9,000枚を市民に配布し、結果として8,248枚返信されているとありますが、市川北部2,891枚、96.4%の返信率、それから行徳地区においては5,357枚、89.3%の返信率において、目撃証言者を探しましたが、1人も私自身確認できていません。実際に実施されたのかどうか、非常に疑わしいところでもあります。

以上、3点だけ御指摘を。

○松井 努委員長 事務局、いいですね。

次に、鈴木委員、稲葉委員、加藤委員と書いてありますので、もし何でしたら、後で1人ずつ言ってもらっても結構です。最初に総括でやりますか。

加藤委員。

○加藤武央委員 代表で述べさせていただきますが、まず1点目、平成27年の11月13日、ページが24ページの5行目からなんですが、青山証人の、小泉議員が切手を買って換金すれば等々、石原委員からいろいろな方がみんな取り上げていましたが、その発言内容の信憑性を検証する必要があるのではないかとということでございます。石原委員の言われた3ページがありましたよね。前に戻っていただけると、3ページのところに、松永議員もみんなやっているよと言われたと青山議員が証言しているんですが、であれば、この発言をまず本当に小泉議員が、松永議員ほか、議員がみんなやって換金しているんだよということは大変、私ども全員が換金しているということになりますので、大変な、これ、意見なんですよ。これを証人でやっているということは確定しているということでしょう、本人は認めているということなので、この検証をしていただきたい。

それと2点目が、この青山証人の発言が事実であれば、小泉議員のこの発言により、1,500枚の切手を購入したんですよ。その結果として換金はしてなくても、目的が正しい使われ方じゃないことは翌日かな、市川よみうり等で書かれていましたね、取り上げられていました。取り扱いの検証が私は必要だと思うし、もしこの百条委員会で今までやってきた中で、本人が認めたのはこの青山議員の、私が確かに換金目的で切手を買いましたと、これ、言っていますよね、ここでね。

(「換金目的とは言っていないんじゃない」と呼ぶ者あり) 言っている、言っている。

(「換金目的というのは言っていないんじゃない」と呼ぶ者あり) いや、換金目的のために買ったと読まれる……。

○松井 努委員長 待ってください、ほかの方は。

○加藤武央委員 読めるということなので、そのことに関して確認をしてください。ですから、僕がやったという僕の言い方ですから、検証してくださいということだから別に問題ないと思うよ。

2点目、これが平成27年11月13日、26ページの28行目から27ページの5行目なんですけど、小泉証人が青山氏に対して24万円渡したと。青山氏は受け取っていないと証言していますが、小泉証人は24万円と証言しているが、青山氏は15万円。この意味がわからない金額をなぜ青山議員が預かったのか。この検証をしていたきたい。双方食い違っていますので、お願いしたい。

3点目、平成27年11月13日、これ、ページが35ページの19行目からなんですけど、議会事務局に領収書を提出し切手代の12万円を受け取った。その後、議会事務局から資料を提出してほしいと言われ小泉議員に話した。アンケートの存在すら知らない者が、青山議員が、切手代に関する資料を小泉議員に話したということは知らなかったのかなど。整合がとれてないと私は思うので、切手はアンケートに使うことに認識があったのかと思われまます。ですから、そのことも検証していただきたい。

ですから、ちょっとここでまとめさせていただきたいんですけど、市民の大切な市税を使って100万、200万、今回300万ぐらいですよ——を計上しているんですが、市民の税金を使ってやっているわけですから、できるだけ早くまとめ上げて、少しでも結果を、委員長に要望するんですが、市民の皆さん方も見えていますから、少しでも早くまとめ上げて議長に申し送りをしていただけるように私ども努力しますから、よろしくお願ひします。

○松井 努委員長 事務局、いいですか。

それでは、ちょっとまとめさせていただきたいと思うんですが、この中に正式に小泉証人、あるいは青山証人にもう1度出頭していただいとというようなものは出ておりませんが、それを検証してもらいたいということは、例えば委員長と副委員長が、今、御指摘があったことだけのみについて、小泉証人、あるいは青山証人に聞けばいいのか。あるいは再喚問をして、もう1度ここに来ていただいて尋問をするのか。

と申しますのは、私が思いますには、前言を翻してする人は余りいないでしょうし、翻すということは虚偽になりますから。小泉証人は宣誓をしておりますから、どうのこうのって、そういうことも含めて、その辺の議論をしていただかないと、先に、これから検証していく過程の中で事実を抽出して、評価をして、

私どものほうはあくまでも調査委員会ですから、調査した内容を議会に、議長宛てに報告をする、調査をする機関でありますので、その辺を含めて皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 今、委員長の言われたことはごもっともだと思いますし、ここで例えば前言を完璧に翻して、言ったことは全く違いましたということは望めるかということ……。かといって、ここに出された皆さんの疑念に関しては答えなきゃならない分も当然必要だと。それに関しては、例えばここでやるのが正しいのか。まず、この文書に対して正副委員長にお任せをして、じゃ、議長に対して、これに対して、まず本人たちがどういうふうに答えるかということも提出で、まず、してもらえるのかどうかとか、ここでみんなの前で開くものが必ずいいのか。まず、この通告一覧に対して本人たちが答えてもらえるのかを1回議論したらいかがでしょうか。

○松井 努委員長 そうですね。全くそのとおりでありまして、正副委員長に任せると言われましても、後でそんな話聞いてないというのは困りますので、先ほど元庶務課長に確認をしてもらいたいという意見も出ておりますから、当然それも確認しなきゃいけないと思いますし、今、ほかの証人の方に関しましても、場合によると、今私が言っているのは、小泉証人、青山証人だけでいいのか。あるいは、参考人であった何人かの皆さんのほうにも、まだ証言を求めたい、確認をしたいことがあるのか。その辺を含めて、きょうじゃなくてもいいんですよ。ただ、検証していく過程の中で、次回は事実を抽出したものを、皆さんにまた事務局のほうからまとめたものを開陳させていただいて、それでいいのかどうかをまず確認させていただいて、最終的には評価も当然つけなきゃいけないわけですから、その評価も、いつ、どういうふうにやるのか。それを含めてですね。

私のほうは、もう1つ皆さんにお諮りしたいのは、先ほども言いましたように、調査を依頼されたわけでありまして、評価をしたことをこの場で15人だけで決定をして、こういう評価であるという出し方はちょっと無理かなと。と申しますのは、42名の議員のほうに、全ての会議録を逐次でき上がり次第送付させていただいておりますから、全議員42名がこの件については、よく内容については周知されておりますので、わかっていると思うんですね。そこで会派でもんでいただいたり何かする中で、私はこの場で出たことについて十分に皆さんの意見を聞いた上で、そのいい、悪いこと、あるいは評価も全部含めて、少数意見であろうが、大多数であろうが、全てのものを報告したいというふうには個人的に委員長とし

て思っております。

と申しますのは、1つ1つ、これだけのものを検証していった事実の抽出をしていく中でいいとか悪いとか、じゃ、それはそうだとか違うとかって、多数決でそこで1つ1つやるというのはちょっと難しいかなと思いますので、まず1点目ですね。今後の進め方の中で皆様からいただいた意見、あるいは、そういう事実関係の抽出したものを議会の、特にきょうは議長もいますので、議長のほうに報告をさせていただくということでもいいでしょうか。それをお諮りいたします。

副委員長。

○越川雅史副委員長 確認なんですけど、まず調査範囲の整理をする必要があると私は思います。確かにいろいろ興味深い証言が出てきたので、これ、どうなんだろうと真実の気になるところはあるとは思いますが、この委員会の調査範囲というのはあくまで2人の対象者、小泉文人議員と鈴木啓一前議員が本当に切手を使用したのか、アンケートを実施したのかということに限られておりますので、この範囲を逸脱した調査はできないと思います。

そこで具体的に申しますと、例えば3ページの石原委員ですね。これ、反論があれば、ぜひ言っていたきたいと思うんですが、青山議員は24万円もらったということとか、小泉議員と証言が食い違っているということなんですが、これ、確かに興味深い話ではあるんですが、これが直接アンケートが実施されたのか、切手が使われたのかには、対象者お2人に関する話ですから当たらないのではないかな。

また、17ページですね。三浦委員のところですね。一番下の青山議員に24万円をお渡ししたというのもどうのこうのと、これも同じだと思います。これと別に鈴木前議員、青山、小泉議員が切手を本当に使っていたのか、アンケートを実施したのか、直接、ちょっと因果関係が認められないような気がします。

あと、20ページですね。先ほど来、加藤委員が御説明されている切手買って換金すればと青山証人が発言したことの信憑性がどうであったって、これは別に小泉議員がアンケートをやったかどうか、鈴木議員がアンケートをやったかどうかとは一切関係ないかと思えますし、青山議員がどういう目的で切手を購入していたかどうかは、これもまた関係ないのかなと。24万円、15万円の話が関係ないというのは先ほど来申したとおりですし、最後のところですね。青山議員がアンケートの存在、知らないのにもかかわらず、切手に関する資料を小泉議員に話したというのは整合性がとれないということで、これはちょっと言えば、先ほど来、別の点で出ているんですが、議会事務局に提出されたアンケート調査報告書、こ

れを小泉議員が出したのか、青山議員が出したのかというところでこれはわかるんですが、いずれにいたしましても、ここの百条の調査範囲というものを明確にしていかないと、無限に広がっていけば我々は付託の範囲を超えてしまうので、この点注意しないといけないなというのが1点です。

あともう1個、評価の点ですね。委員長お話しされるように、いろんな意見が出ていろんな評価が分かれるというのはそのとおりなんです、我々は42人の議員ですね。除斥1名ありますが、41名の議員からこの委員会にこの調査をして、結果、評価を取りまとめて報告をするというのが我々の務めになっておりますので、どんなに難しい評価であったとしても、眠れない夜を過ごそうが、これは正しいと評価するのか、あるいは正しくないと評価するのか、悩みに悩み抜こうが、我々15人が責任を持って評価を下していかなければならない、これは務めだと思います。これは繰り返し、私、言ってまいりましたが、非常に重い評価ですが、それは我々の負っている責務でありますので、これは付託されていることに責任を持って答えていかなければならないと思いますし、自分がその重い責任ができないというような委員はいないと思いますので、ここは本当に我々は覚悟を決めて強い責任感を持って、眠れない夜……。

○松井 努委員長 わかった、わかった、もういい。

○越川雅史副委員長 そういうことをする必要はあるのかなと思います。

以上です。

○松井 努委員長 恥ずかしながら副委員長が真っ向から反対されるんですから。

[越川雅史副委員長「いや、そういう意味じゃないですよ」と呼ぶ]

○松井 努委員長 私も委員長としては非常に心外です。

[越川雅史副委員長「そういう意味じゃない」と呼ぶ]

○松井 努委員長 あなたに言っているんじゃない。諮っているんです、皆さんに。副委員長が一番最後に言うんだよ。あなたみたいに最初からどんと頭から言っちゃったらどうするんだよ。わかりました。私も、もう1年間、こうやってやってきましたよ。我慢に我慢を重ねていろんなことを聞いてきました。なるべく公平に、どんな自分に主観的な意見があっても、きちんと公平な立場で裁こうとしてきました。また、今からもやろうとしています。ですから、私は越川副委員長のことも意見として聞きます。

皆様にお諮りいたします。まず、1点目ですね。というのは、進め方によって違うんです。市民はね、私の耳にも、早く解決しろと、早く結論を出せと言って

いるんですよ。1年間も、十何回もこうやってやっていて時間を延ばして延ばしてやることなんか、誰も求めてないです。ですから、私が言いたいのは、ここでもんだ結果がどうであれ、議会に諮らなきゃならないんですよ。ここで出た答えがそのまま議会にあって、そのとおり通るか通らないか、それはわかりませんよ。ですから、そういう無駄な時間を省くために、ここでやったことを、私が言っているのは全部報告すると言っているんです。何かを私が言いたいのは、少数意見であっても、やはりあった意見は報告すべきでしょう。こっちとこっちがあったら、こっちが多数決で決まったから、こっち言わないでいいというわけにいかないでしょう。

ですから、お諮りいたします。私が今申し上げたのは、今後進めていく上におきまして、委員会としては、全てのことについて検証もするし、事実の確認もします。先ほど言った証人の尋問、喚問、また考えます。まず1点目を、今後の進め方について私が今提案いたしました、委員長として議事整理権がありますので。私が言った意見について諮りますので、もしそれで多数決によって反対意見が多ければ、私も委員長として、その意見は撤回いたします。そういった意味で一番大事なことで、暫時休憩いたします。

午後 3 時21分休憩

午後 3 時30分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

大変失礼をいたしました。しかしながら、やはり進めていく上においては、この件につきましては、どうしてもお諮りして、皆さんの意見の中で、これは多数決で決をとりたいと思います。その前に私といたしましては、委員長の提案としては先ほど申したとおりでございますので、御意見を承ります。

石原委員。

○石原よしのり委員 進め方についての私の意見もちよっと含めて申し上げます。きょう出てきた通告というのは、私たちも、ほかの方が何を通告したか、きょう初めて見たということで、今説明を聞いていても重複がいっぱいあります。それから、確かにどこまでが事実の話をしていて、どこが御意見かというのもあるので、これは大変申しわけないですけども、事務局か何かで重複を整理して、どういうところが論点として出てきたと。誰がというんじゃなくて結構ですから、それを整理していただいて、次回の百条委員会のときに、それを皆さんの前で資料にして、評価の話なんですけど、確かに最終的にどの評価というのは難しいと思うんですけども、やはり20個なら20個整理された項目、これについては心証も

含めて、皆さんが知っている事実も含めて、どの程度これは疑わしいものなのか、余りにもおかしいものなのかというのは、やっぱり評価の議論の場を1回設けていただければと思うんですね。その結果、いろんな少数意見があったというので、これは多くの方がおかしいと思っている、あるいは両立意見が同じぐらいあったんだとかいうところを整理していただいた上で、全部を委員長おっしゃるように御報告という形がよろしいんじゃないかなど。その整理だけは評価も含めて話し合いをさせていただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

**○松井 努委員長** ありがとうございます。おっしゃっているように、短兵急にやろうと思っておりません。事実の抽出をして、また、それについての会議も開き、そして、その評価も聞かせていただいて、皆さんのお考えも聞いて、全てのことを全部報告をさせていただきたいと私は言っているのであって、石原さんと同じように、石原さんがそのように御理解いただければ、そのほうがやはり一番正確に。

というのは、やはり議会である以上、こういう大変な問題ですから、議場で堂々と発議を起こして、評価ということは最終的には処分になるかもしれません。その処分をすることについて、軽々で委員会と同じよう、ここで出した結論が何かひとり歩きをしていって最後は結論を出すというのでは余りにもちょっと責任が重いと思うんです。ですから、今おっしゃったように、私が言っているのは、全てそれについて発議——今でもいろんなことの発議が出て、それについて、こうだああだ出てくるわけですから、そのようにさせていただきたいと言っているのであって、例えば私がどちらかについて許すとか許さないとかというような発言をしたり何かするのであればまずいですよ。私は最後まで、この委員長ポストは公平に裁くべきであるというふうに思っておりますので、その辺を御理解いただいて、ほかに御意見伺います。

石原さん。

**○石原よしのり委員** やっていただく中で、副委員長の意見もやはりちょっと入れて、小泉さんに対して、あるいは調査範囲の小泉さんと鈴木前議員がアンケートを实际行ったかどうかという項目がこれ、それ以外に波及して出てきたおかしな点というのがこれというのは、そういう整理もされると若干副委員長の御意見も酌めるのかななんて思っております。

**○松井 努委員長** ですから、それは後段でと先ほども言いましたように、証人尋問をまたする必要があるのか。あるいは、正副委員長がもう1回聞き取りをすればいいのかということについてはお諮りいたしますので、その辺も十分配慮し

て、委員会の皆さんの総意でその辺のことについても決めていきたいと思えます。それは御意見として伺いました。

ほかにありますか。

高坂委員。

○高坂 進委員 とにかく一番大事なのは、きょうも出されていましたが、幾つかの事実、こういう事実なのではないのという、その事実認定をみんなが一致できるところまで、その事実認定をまずするということだと思いますよ。そのために必要なら再喚問も必要だしということで、けども、最終的にこれを、この結果について、この委員会としてはこう考えるというのは、やっぱりそれはそれできちっと出さないと、それは、そういうのを委任されたわけですから、それはそれとしてやっぱりきちっと出すべきだというふうに僕は思いますよ。だから、そここのところで分かれる意見があった場合に、それを、この部分ではこういう分かれ方をしましたというのは、それは別に構わないけども、でも、この委員会としては、結果としてはこういうふうに考えますということはやるべきだというふうに私は思います。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。ちょっと私が主観的に物を言ってしまうと、事務局のほうとしては、百条委員会の最後の務め、あるいは議長宛てにどういう報告をするというふうに考えていますか。ちょっとお聞かせください。

○議会事務局長 事務局長です。よろしいでしょうか。

○松井 努委員長 はい。

○議会事務局長 百条委員会の報告の仕方ということにつきましては、各市の状況などを見ておきますと、さまざまなパターンがございます。結論を出さずに委員会で出された意見を並行で書いて、こういう意見があったというところにとどめるケースもあれば、委員会としてはこう考えるというような、そういうケースもあったというふうに私は認識しております。

その中で本百条委員会につきましては、調査事項というのは、小泉議員と鈴木前議員が実施したとされるアンケートに関するということについて調査をするという、そういう付託を受けているものというふうに認識しておりますので、その調査をしたことについて、その調査した結果を報告すべきものというふうに事務局としては考えております。

○松井 努委員長 はい、わかりました。それも踏まえて、今、高坂委員のこともわかりました。ほかに御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、お諮りいたします。委員長から、私が申しましたとおり慎重審議をして、皆様のほうからこの百条委員会を終了して結構だという意見が出るまでは、私のほうも時間はかかっても、それについて調査していきたいと思いますが、最終的には百条委員会としての結論を出す方向ではなくて、1つ1つ事実の積み重ねをしたものを、より正確なものを議長宛てに報告をするということに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手多数でございます。

〔「よくわからない。今の意見は評価の部分がないと」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 いや、評価もしますよ。ごめんなさい。事実の抽出もします。そして、評価もします。各委員がこのように言っていると。これはトータルで考えた場合、これだけの10項目の中で、どう考えても、これは虚偽でうそっぽいと、これは到底容認できないと。ですから、私は、黒とは断定できないけれども、グレーだから、これはやはり評価の中で黒に近いものでありますよということについては評価に添えます。

○石原よしのり委員 簡単に言いますと、結局、こういう処分をするのが適当であるというようなレコメンデーションはしないで、評価については……。

○松井 努委員長 いや、それはいいんです。勘違いしないでください。私が言っているのは、評価して構いません。ただ、百条委員会の石原委員は今までのこういった流れを全部見て、これはどう考えても私はおかしいと思うと。ですから、これについては虚偽だと思うから、私は、この人は議員辞職勧告すべきだという意見は出していただいて、評価して構いません。また片一方、ある意見は、そうは言っても全く黒とは言えないから、告発ができないものについてまで議員辞職勧告は早計であると。だから、陳謝が妥当であると、そういう意見は全部言っていたいただいたものを、私は議長にそれを報告しますと言っているんです。

だから、その中で——私が言っているのは、私は百条委員会は任されましたけれども、私が発議を出したわけでもないのに、委員長報告をしたからといって、私が皆さんから質疑を受けて私がどうのこうのと言っても、私自身がそういうふうに考えてないものを、あったことの実実は別に答えることはできますよ。でも、主観的なことまでの答え、私はできませんよ。

○石原よしのり委員 評価の主観じゃなくて、処分の主観なんか要らないと私は思っているんです。評価の部分が、個別のこの事実については評価もあれ、あるいは全体的な評価もあれという評価までは入ったものがいくと。処分の話なんか

は、もちろん、そこでは委員長報告の結論では出てこない、こういうことでよろしければ私は……。

○松井 努委員長 でき得れば処分の方向までは、最終的に私は議場でやるべきでしょうと。発議を出していただいて、私たちはこう思うと。会派でも協議していただいて、こう思うから、これについて、こういう提案理由でこういう評価が当たり前だと。そうしたいということは議場でやってくださいと言っているんですよ。

○石原よしのり委員 もう1回整理すると、処分というものの話までは入らないけれども、結論として、委員会としての処分はこういうのがいいというのは書かないけれども、個別であれ、あるいは全体で議題の評価というのは入ったもので御報告という意味であれば私はいいと思うんですが、そういうことですか。

○松井 努委員長 そのとおりです。ですから、先ほど越川委員が言った、私もと大して変わらないんだけど、1つ1つに出た、じゃ、この人についての処分はこうですよといったものを今言ったように諮って挙手多数で、よって、これについてはこのように決めましたということについてはちょっと疑問がつくでしょうということを言っているのであって、だから、一応言ってもらうことについては構いませんよ、何言っていたいてもですよ。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 先ほど委員長がおっしゃいました、評価をここでは下さずに、本会議なら本会議、議場なら議場に持っていくというふうにおっしゃいましたが、私は常任委員会でも何でも、ある程度の委員会の方向性や意思というもののある程度の評価——白黒、これは詰めるものではないとは思いますが、そうできないと思うんですね、裁判所ではありませんから。ただ、ある程度の一定の評価というものは下してしかるべきではないかと、そのように考えます。

○松井 努委員長 ですから、評価はしていいですよ。例えばほそださんが会派で話したとおりで、皆さんが3人、4人、委員さんが、これはこういう評価が妥当であるという評価は言っていていいですよ。それを私は当然議長に報告しますよ。だけど、ここで決をとって、採決をして、どっちかに決めますよと言った——いいですか、ここ聞いてくださいよ。

私が委員長である以上は、今度、私がそれについて出した以上、私が答えるんですよ、議場で。皆さんからいろんな意見が出たときに、ここにいる以外の人たちから出たときに、それはどういうふうなことが出たんですか、あるいは委員長として、場合によっては、委員長はどういうふう考えるんですかって、そうい

うふうになっていったときに、私はとても責任が重いことについてまでジャッジするようなことは言いたくないというのが私の本音なんです。だから、そうやって考えると、やはり今何回も言っているように、皆さんの言った少数意見も大多数の意見も全部報告すると言っているんです。そこで議場で発議を出していただいて、そこで議論を闘わせてくださいと言っている。ただ単純なことなんです。ですから、事実を隠蔽するとか、どっちかについて、そっちを有利に持っているとか、全然そんなこと考えていません。だから、それについては……。

高坂委員。

○高坂 進委員 これを全部本会議に出しましたと。例えばこれは何らかの処分をすべきだという場合があったら、じゃ、こういう処分をすべきだということは誰が発議するんですか。

○松井 努委員長 それは誰が発議してもいいですよ。誰かが発議すればいいでしょう。委員会に権限はないので、誰かが発議出していれば。

○高坂 進委員 それはこの委員会でやってはいけないという話なんですか。

○松井 努委員長 権限がないと言っているんですよ。そこまで権限ないと言っているんですよ。だって、15人で決めたことがひとり歩きして行って、委員長報告は早い話が、全部このように決しました。数がね、じゃ、8対7なのか、9対6なのか、それも全然わからない状態の中で多数をもって決しました、決しましたと言えば、その話が逆に言うと、各委員さんのほうは委員会でもんで、そうだったんじゃないかというのではちょっと乱暴でしょうと。やはり42名がいる中で議論を闘わせて、私が言っているのは、やはり人1人、あるいは2人に対しての処分がかかわるんですよ。だから、そこについて慎重に諮る意味ではそこまでやるのが丁寧でしょうと言っているんです。

高坂さんにちょっと御理解いただけたでしょうかね。要するに全部言ってもらっていいんですよ。評価は評価で、場合によったら、そうだそうだという人が、例えば名前が議事録、会議録に残っているんですから。この処分にそうだという人がもし7人いれば7人の名前出ているんですから、それは会議録見ればわかるでしょう。

〔「これ、休憩」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 休憩していませんよ。

〔「そのまま」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 再開したから、これはこのまま議事録残りますよ。ですから、私は何回も言うように、私的感覚じゃなくて、公平な立場に立つからと言ってい

るのであって、私の言っていることについて反対であるというふうにここで採決をして、そうであるというのだったら従いますよ。ですから、もう1度、ちょっとはっきりわからなかった方もいましたので、もう1度言います。

〔「その前によろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい、どうぞ。副委員長、どうぞ。

○越川雅史副委員長 今、これ、非常に重大な議論です。何も私は委員長の足を引っ張ろうなどと思ってなくて、コンプライアンスというものを重んじています。また、委員会制度の趣旨というものを大切に思っていて、ちょっと懸念が過ぎるところがあれば失礼な発言あったかもしれませんが、まず、両論併記で終わるとい、事務局、これ、はっきり言ってほしいんです。百条委員会は告発しなければならない場面はあるわけですから、地方自治法で。告発しなければならないときは両論併記で済ませるのではなくて、告発しなければならないときにはそう決断しないとイケない。

あとは、何ゆえにこの特別委員会が設置されているかということです。42人で議論するのは大事なんですけど、42人では全部議論し切れないから委員会制度というものがあって、常任委員会も特別委員会もあるわけです。委員会で専門性、また、それなりに経験を重ねた人が議論する、そこで結論を出す、それについて委員長が報告をすると。委員長に別に批判するのではなくて、公平公正というのは、委員会で出た結論をそのまま述べるのが公平公正であって、両論併記するのが公平公正ということではないと思います。委員会というのは能率的、効率的な審査をする。ここは我々付託されているんですから、ここで結論を出すものは出す、出せないものは出せない、そういうふうに私は……。

○松井 努委員長 じゃあね、私、逆に副委員長聞くよ。

○越川雅史副委員長 はい。

○松井 努委員長 結局、きょうの会議の中で、小泉氏が白だから無罪放免にしろという意見出ましたか。誰もそんな意見出していませんよ。みんな疑わしいという意見しか出てないよ。両論併記というのは、片一方は確実に黒だと、片一方は白だという意見があれば両論併記になるけれども、両論併記といたら、みんなそんなことについて誰も言っていませんよ、白にしろなんて。どこが両論になるんだよ。だから、両論とか何かじゃなくて、だから、いいですよ。もうこれは時間の無駄だし、ほかにもつかえているし。

○議会事務局長 委員長、よろしいですか。

○松井 努委員長 事務局長。

○**議会事務局長** 先ほど私のほうからの報告の仕方という部分の中で触れさせていただきましたけれども、先ほど申しましたのは、例として両論併記するケースもあれば、結論というか、委員会としては、こういう評価したという結論をメインにするやり方もあるというふうに申し上げました。それは委員会の中で決めることだと思えます。ただ、この委員会につきましては、先ほど申し上げたのは、調査を付託されているということであって、議員の処分に関することまでは付託されておられません。ですから、私はそういう意味で調査というふうに申し上げました。なおかつ、そこを踏み込んで、こういう結論であると。こういうことを、そこから先を踏み込むのであれば、委員会の決議として、それを出していただいた上で、決議として、それを本会議場に出されるということは、それは当然できることだというふうに認識しております。私の説明が不足しておりましたら申しわけございません。

○**松井 努委員長** 大変よくわかりました。でありますので、要は慎重を期していただきたいということで私は申し上げているのであって、きょうも、だから皆さんに申し上げたとおりに、ここに書いてあることも含めて、本当は事実関係の抽出をするための意見にとどめるべきだったんだけど、私はきょう言ったように、評価も流しますよって、評価も皆さん言ったわけですよ。きょうだけでもいろんな評価が出ているわけですよ、うそだとか何か。それは本来はきょうやるべきことじゃないかもしれないけれども、私は遮らないで、言いたいことがあれば全部言っていて、それをきょうの検証の中のもの全部会議録に書いてもらいますよ。ですから、十分これは皆さんが読んでいただければ、ここにいなくても、議員が42名の方たちが読んでもらえばわかることでしょう。であるならば、そういうことでひとつ、ここまで時間相当、まだほかにもありますから、できましたら、そのこの件も先ありますから、それについて意見は十分出尽くしましたので、私が申し上げましたとおりに、両論併記とか、そんなこと言いません。出た検証、事実の抽出の確定と、それから評価については全部報告をさせていただくということで、この委員会としては、最終的な調査と評価を報告をするということにさせていただきますので、要するに1つの結論を出すようなことはしませんということについて賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**松井 努委員長** 挙手多数。よって、そのように今後諮らせていただきます。次に移ります。

~~~~~

○松井 努委員長 それでは、先ほど来出ておりますように、一番大事なポイントになると思いますが、この中で証人の発言が、特に小泉証言と青山証人のことにつきましての疑義が出ておりますし、また、それをただしてほしい、あるいは、もう1度確認をしてもらいたいというような御意見がその中にあったと思いますが、その件についてはどのように諮られるか、皆さんの御意見をお伺いいたします。

加藤委員。

○加藤武央委員 私もその1人なんですけど、委員長、副委員長でこの席に呼んで、さらに証人喚問とか、そういうものじゃなくて、今で言えば、秋本さんなんかは庶務課長まで出ましたよね。図書室で会った、会わない、そういうのもあるので……。〔「元」と呼ぶ者あり〕元ね。であるので、逆にそういう人たちは委員長、副委員長でヒアリングして、僕たちは全部言いましたから、その答えをある程度いただけるようにしてほしいと思いますね。

○松井 努委員長 ほかにありますか、今の件につきまして。

〔「今のでいいと思います」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 じゃ、このようにさせていただきます。正副委員長と議会事務局の三役とで、局長、次長、それから議事課長、庶務課長を同席のもとに、今申し上げました小泉さんと青山さんのほうに、この中で出たことについて再度、一応調査をさせていただいて、この発言はこういうことで問題になっていると。事実関係に正確を期すためにもう1度お聞きしたいということについて調査をさせていただく。つきましては、その答えを必ず委員の皆さんのほうにはお伝えをすると。書面でですね。それでよろしいですか。

〔「庶務課長も入れてください」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 庶務課長入っています。

〔「次長も入れてほしいです」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 当然、次長入っていますよ。次長も入っていますから。

ただ、もう1つ確認いたします。前庶務課長の証言は、先ほど高坂さんと秋本さんの私が聞いた感じでは、私のほうから確認をしてもらえればいいというふうに聞こえたんですが、それでよろしいですか。同じような立場にのっって行政の人間まで呼んで、まさに尋問するようなことはできればしたくないと思うんですが、それも一応私どものほうで、それこそ聞き取るということでもよろしいですか。いいですね。

じゃ、そのようにさせていただいて、次回までには間違いなく、その辺のそご

があれば、その辺についてきちんと明確に、また、どういう発言をされるかについては、そのとおりの発言を皆様のほうにお伝えいたします。それが、また次の事実の認定、あるいは評価のほうにつながると思いますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○**議会事務局長** 済みません、委員長、確認させていただいてよろしいですか。

○**松井 努委員長** はい、事務局長。

○**議会事務局長** 正副委員長を含めた何名かでヒアリングをされるということでしたけれども、先ほど来の委員の通告の中で大きく3点、当時の庶務課長の小泉議員とかつまた議員、数名と立ち会ったかというような点と、あと平成24年度のアンケートの報告書を事務局に提出したものが誰なのかわからないという点。もう1点あったと思います。庶務課長がアンケートの実施方法について小泉議員と協議をしたのかという、大きく3点。これが複数の委員の方から、事務局に調査をしてほしいというようなものの御発言がございました。それにつきましても、今の私が申し上げたことも含めて正副委員長のほうと議会事務局で調査をするのか。それとも、今申し上げた3点については事務局のほうで聞き取りをして終わらせればよろしいのか。その辺の確認をお願いします。

○**松井 努委員長** 今、事務局長が言うのもごもつともでございます。やはり行政は行政の調査ということでいいような気もいたしますので、お諮りいたします。今の疑問に関しましては、議会事務局のほうから元庶務課長のほうに確認をしていただくということで御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**松井 努委員長** それはそのように取り計らわせていただいて、後日、会議録の中に、また皆さんのほうに御報告いたします。

○**松井 努委員長** 次に、実は4番の証人の不出頭と次の5番の次回の開催についてであります。証人の不出頭については前回と同じような形になるかもしれませんが、5番の次回の開催についてを先に取り上げたいと思います。

それでは、委員長といたしましては、次回の百条委員会の開催を4月18日月曜日午後1時30分からというふうに考えておりますが、日程を……。

〔「1時半ですね」と呼ぶ者あり〕

○**松井 努委員長** 1時半。調整をさせていただきますが、御了解願えますでしょうか。

金子委員。

○金子貞作委員 3月議会終わったばかりで、いろいろ予定も入っちゃっていて、ちょうどこの日は私と高坂さんがちょっと勉強会があって、どうしても抜けられないので、できれば次の日とか、変えてもらえればありがたいんです。

○松井 努委員長 このように、この場でいないと言われているのに、そのまま強行でやっちゃうわけにいかないの、それでは、さっき、いろいろ議長の日程もあるし、議会事務局の日程もあるし、この調査のこともありますので、これは正副委員長のほうに日程のほうはお任せいただいて、また事務局のほうから皆さんのほうにとりあえず何日かを提示させていただいて決めるということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 じゃ、そのようにさせていただきますので、次の日程につきましては未定ということにさせていただきます。

○松井 努委員長 次に、証人の不出頭についてであります。

2月17日に開催した本委員会で決定したとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、鈴木啓一前議員の出頭を求めておりましたが、3月14日に出頭できない旨の通知書が議長宛てに提出されました。その内容につきましては、御本人の重要な個人情報も記載されており、本委員会の運営要領の6の②においても、「委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う」とあります。また、同日に開催した本委員会において診断書の審査をした際と同様の協議内容になると思われま。したがって、委員長といたしましては、本件は秘密会とすることが妥当と考えているところでありますが、御意見を伺います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、この際、お諮りいたします。本件につきましては、鈴木啓一前議員の重要な個人情報にかかわることとありますので、秘密会により調査したいと思います。

秘密会とすることにつきましては、討論を用いないで諮ることとされていますので、直ちに採決いたします。

本件について、秘密会として調査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員。よって、本件については秘密会とすることに決しました。

それでは、まことに恐れ入りますが、委員、事務局以外の方は御退席をお願い

いたします。なお、委員、事務局以外の方は、きょうはこれで終わると思いますので、御報告はいたしません。

〔関係者以外退室〕

○松井 努委員長 ただいまから本委員会を秘密会といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 以上で秘密会を終了いたします。

---

○松井 努委員長 次回の開催につきましては、先ほど申し上げましたとおり、正副委員長において日程を調整し、皆様に御連絡をさせていただきたいと思えます。

---

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 4 時 9 分散会